

日本簿記学会  
令和5・6年度 簿記実務研究部会  
**「検定簿記と会計実務の関連性に関する研究」**  
中間報告

部会長 加藤 大吾（加藤大吾公認会計士事務所）

日本簿記学会 第40回全国大会  
神戸大学六甲台キャンパス 2024年8月31日（土）

1

## 中間報告の内容

研究部会について

研究部会の目的・研究の背景

検定簿記の動向

- ・日商簿記検定
- ・全経簿記検定
- ・全商簿記検定

検定簿記と会計実務の関連性に関する諸論点の比較検討

- ・資金決済に関する取引の検討
- ・電子記録債権に関する取引の検討
- ・税務会計から見た簿記検定

今後の研究計画

2

## 研究部会について

現在実施されている簿記検定試験（日商簿記検定試験、全経簿記能力検定試験、全商簿記実務検定試験）の学習内容および試験問題と会計実務がどこまでリンクしているか、もしリンクしていないとするとそれはなぜか、そしてリンクさせるためにはどのような修正を行うべきか等について検討する。

氏名	所属	氏名	所属
加瀬 きよ子	東京都立第一商業高等学校	平野 智久	北海道大学大学院
片岡 洋人	明治大学	村橋 秀一	公認会計士
加藤 大吾 *1	公認会計士・税理士	山下 修平	国土館大学
金子 友裕	東洋大学	梅原 秀継 *2	明治大学
川村 義則	早稲田大学	増子 敦仁 *2	東洋大学
中野 貴元	全国経理教育協会	吉田 智也 *2	中央大学
西村 和朗	公認会計士・税理士		

\*1 部会長 \*2 オブザーバー

3

## 研究部会について

回数	実施日	会場
第1回	令和5年9月16日(土)	早稲田大学早稲田キャンパス
第2回	令和5年11月3日(金)	明治大学駿河台キャンパス
第3回	令和6年1月7日(土)	都立第一商業高等学校
第4回	令和6年2月23日(金)	都立第一商業高等学校
第5回	令和6年5月11日(土)	早稲田大学早稲田キャンパス
第6回	令和6年6月8日(土)	早稲田大学早稲田キャンパス
第7回	令和6年7月20日(土)	日本大学砧キャンパス

(注) すべて対面とオンラインを併用

4

## 研究部会の目的(設置申請書より)

日商簿記検定試験では、平成28年度からの出題区分表の改定に際し、「一般的な企業における近年のビジネススタイルや会計実務の動向を踏まえ、検定試験がより実際の企業活動や会計実務に則した実践的なものとなるよう区分表を見直し、出題項目の一部修正または追加を行いました。」（日本商工会議所「平成28年度以降の簿記検定試験出題区分表の改定等について」平成27年4月1日）と述べている。これにより、日商簿記検定試験の試験範囲は、日本商工会議所の考える「会計実務に則した実践的な」学習内容・出題に変更されているはずであるが、ここで**どのような会計実務等を想定しているのか等を検証が必要である**。さらに、本研究部会では、現行の簿記検定試験のための簿記、すなわち検定簿記の学習内容について、日商簿記検定試験以外の各種検定試験にも対象を広げて、**実際の会計実務で行われている簿記処理との関連性**について確認する。

5

## 研究部会の目的(設置申請書より)

また、令和5年10月から開始される消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）や令和8年までに約束手形の利用廃止の検討（経済産業省中小企業庁「取引適正化に向けた5つの取組について」令和4年2月10日、令和4年6月17日一部訂正）など、**日々変化している会計実務の動向も念頭に、現在では試験問題で取り上げられていない論点も考慮して、簿記検定試験の学習内容について確認し、これまでの簿記教育の内容に関する見直しの可否についても検討する。**

### 第1年度：検定簿記と会計実務の関連性の検討

簿記検定試験の学習内容に関して、試験問題や簿記検定試験等のテキストに記述されている内容や、実務書や委員の実務経験を踏まえて多面的に検討を行い、検定簿記と会計実務とがリンクしているものとリンクしていないものとの論点整理を行う。これにより、**検定簿記にはないが会計実務では行われている簿記処理や、検定簿記には存在するが会計実務では行われていない簿記処理を明らかにする。**

6

## 研究の背景 (1)検定簿記を対象とする理由

- ・「(検定)簿記は何か役に立ちそう」という社会から一定の評価がある。
- ・検定試験の合格は簿記教育のゴールではないが、学習者の重要なインセンティブになる。
- ・教育現場などで検定簿記を活用されるケース

**高校**：全商簿記実務検定の合格を目指す。また、日商簿記合格で大学推薦を目指す。

**大学**：日商簿記検定に準拠したシラバス（例：立教大学経済学部 簿記1・簿記2で1年間にかけて28コマで授業、「検定簿記ワークブック3級商業簿記」（中央経済社）に準拠）

**その他**：全経簿記上級及び日商1級合格者に対する税理士試験の受験資格の付与（令和5年度より会計学科目の受験資格は撤廃）

・検定簿記はペーパー試験からCBT試験へ移行する過渡期にあり、今後の簿記教育にどのような影響を与えるのかを検討する必要があるのではないか。

7

## 研究の背景 (2)会計実務から見た検定簿記の検討

- ・簿記教育において、会計実務を取り入れることによる一定の教育効果がある。ただし、簿記教育の指導者が会計実務に触れたことがあるとは限らない。



・検定簿記と会計実務との差異を明らかにする方法として、検定簿記（特に日商簿記）が簿記教育のベンチマークになっていることを鑑みて、**日商簿記の出題区分表や「検定簿記講義」（中央経済社）**について、特に受験者の多い3級・2級を中心に会計実務と比較して検討する。

- ・上記の検討を通じて、会計実務の観点から必要と思われる簿記教育を考察する。
- ・簿記の伝統的な論点に対する必要か不必要か、直接的な議論は避ける。  
(例) 大陸式は必要だ。伝票会計は必要だ。次期繰越は赤字で書く必要はない。…など

8

## 検定簿記の動向（最新の改正内容などを中心に）

- ・日商簿記検定試験（増子敦仁）
- ・全経簿記能力試験（中野貴元）
- ・全商簿記実務試験（加瀬きよ子）

9

## 「日商簿記検定試験の動向」(増子)

### 1. 2019年度の日商簿記検定「出題区分表」の改定

主として3級商業簿記の見直し。これまでの「個人企業」から「小規模な株式会社」を前提としたものに変更。

#### ① 3級に追加された主な項目

- ・株式の発行価額を全額を資本金に計上
- ・繰越利益剰余金
- ・法人税、住民税及び事業税(ただし、金額を明示)
- ・剰余金の配当および利益準備金の計上(ただし、金額を明示)
- ・消費税(税抜方式)
- ・電子記録債権・電子記録債務、クレジット売掛金

#### ② 3級から除外・移行した項目

- ・資本の引出（引出金勘定）
- ・売買目的有価証券（2級へ）
- ・手形の裏書、割引（2級へ）
- ・減価償却の直接法による記帳（2級へ）
- ・商品売買での分記法を除外

#### ③ その他

- ・当座借越の処理
- ・（発行）商品券の処理（1級へ）
- ・「見越」および「繰延」の用語の使用廃止
- ・消耗品の処理の一本化

10

## 「日商簿記検定試験の動向」(増子)

### 2. 「コロナ禍」期の日商簿記検定の主な変更点

- ① 第155回日商簿記検定(2020年6月14日(日))の中止
- ② 第156回日商簿記検定(2020年11月15日(日))は大幅な人数制限の下で実施
- ③ 第157回日商簿記検定(2021年2月28日(日))は2月の検定試験で初めて1級の試験を実施
- ④ ネット試験（3級・2級）の実施

2020年12月より3級および2級を全国のテストセンターにおいてCBT方式によるネット試験を実施。1級紙媒体による統一試験のみ

#### ⑤ 解答時間の短縮（3級・2級）

・3級：5問構成・120分→3問・60分      ・2級：5問・120分→5問・90分

⑥ 一部の会議所で複数回実施

・3級：A(午前9時開始) B(午前11時開始)    ·2級：A(午後1時開始) B(午後4時開始)

※ ただし、2級は2023年度よりAのみ

⑦ 問題用紙の持ち帰り不可 ⑧ 仕訳問題の勘定科目を記号で解答 ⑨ 合格発表の解禁日を設定

11

## 「日商簿記検定試験の動向」(増子)

### 3. データでみる日商簿記検定の概要

- ① 日商簿記検定試験は年間約52万人強が受験しており、日本商工会議所が主催している検定試験全体のおよそ7割を占めている。
- ② 日商簿記検定試験の受験者は1954年の開始以来、概ね人口の増加に伴い、比例して増加してきたものの、2010年度の70万人強をピークに減少傾向にある。
- ③ ネット試験の実施以来、3級・2級とも統一試験の受験者を上回るようになっている。
- ④ ネット試験の月別受験状況をみると、3月が最も多く、その次に12月となっている。
- ⑤ ネット試験受験者の属性では、3級・2級とも20歳代の受験者が過半数を占めており、その結果職種別でもともに社会人（就業者）が最も多いが、高校生が3級では3.7%に対して、2級では8.7%と2倍以上高くなっている。
- ⑥ 統一試験（紙媒体）とネット試験とでは合格率でみると、ネット試験の方が高い傾向になる。

12

## 「日商簿記検定試験の動向」(増子)

### 4. 収益認識会計基準の適用に伴う「出題区分表」の改定(2021)

2021年12月公表の「出題区分表」では、出題の複雑化を回避するため、3級および2級では出荷・配送活動について、商品を移転する契約を履行するための活動に該当すると捉えるため、「別個の履行義務としては識別しない方法」のみを対象とする。

※ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」第94項および第167項参照

→ **商品の配送運賃を「先方負担」で受け取った場合、「売上」は送料を含めた価額で仕訳することになる。**

【取引例】

商品A ¥100,000を顧客に売り渡し、送料 ¥5,000を含めた合計額を掛けとした。また、同時に配送業者に商品Aを引き渡し、送料 ¥5,000は後日支払うこととした。

(仕 訳) (借) 売掛金 105,000 (貸) 売 上 **105,000**  
(借) 発送費 **5,000** (貸) 未 払 金 5,000

13

## 「全経簿記検定の概要と出題範囲等の改定」(中野)

### 1. 平成30年の簿記能力検定試験出題範囲の改定

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び同適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の公表に伴い、出題範囲の変更を行った。

- ①商品売買の簿記処理方法に関して売上原価対立法を3級へと移動
- ②他店（共通）商品券を3級から2級へと移動
- ③割戻・売上割戻引当金や返品調整引当金等の削除
- ④変動対価、返品権付販売、カスタマー・ロイヤリティ・プログラム、原価回収基準を追加

### 2. コロナ禍での簿記能力検定試験の対応

2020年のコロナ禍以降も簿記能力検定試験は1度も中止していない。

14

## 「全経簿記検定の概要と出題範囲等の改定」(中野)

### 3. 令和6年の簿記能力検定試験出題範囲の改定

科目名称や出題内容について全般的に見直した。

①上級及び1級の科目名称の変更

「商業簿記」、「会計学」 ⇒ **「商業簿記」、「財務会計」**  
「工業簿記」、「原価計算」 ⇒ **「原価計算」、「管理会計」**

→変更理由：学問としての体系と出題内容との整合性

②出題範囲から「伝票会計」を削除

- ・今後は上級も含め伝票会計を出題しない。
- ・代わって仕訳から取引を推定する問題に差し替える。

15

## 「全経簿記検定の概要と出題範囲等の改定」(中野)

### ③ 1級（商業簿記・財務会計）

・標準勘定科目表で、「繰延株式交付費」や「繰延開業費」などの「**繰延〇〇〇**」という勘定科目を繰延資産を表す勘定科目として設定。株式交付費勘定や開業費勘定などは費用勘定としてのみ使用する。

- ・リース会計（借手）でファイナンス・リース取引の会計処理として定額法による利息配分の問題を出題。社債の償却原価法についても定額法による。
- ・売上割引を削除。
- ・委託売買・受託売買・試用販売・未着品売買を上級へ移動。

### ④ 1級（原価計算・管理会計）

・管理会計に科目名を見直した結果、意思決定会計などについて今後出題頻度が高まる可能性がある。

16

## 「全経簿記検定の概要と出題範囲等の改定」(中野)

### 4. 簿記能力検定試験のネット試験（CBT）開始

①令和6年4月より**ネット試験（CBT）がスタート**。

②**3級、2級商業簿記、2級工業簿記**でネット試験化。

・ネット試験は、勘定科目の選択肢をプルダウン方式で6～10程度が予め例示されている。

③ネット試験については**随時実施**。

- ・全国360か所のテストセンターで実施。
- ・受験終了後即時に合否判定。
- ・従来のペーパー式試験とのレベル感を調整するのが今後の課題。



17

## 「全商簿記実務検定試験の概要と出題範囲等の改定」(加瀬)

### 1. 全国商業高等学校協会（全商）

1948年に高等学校における商業教育の発展向上に寄与することを目的として、現文部科学省の許可を得て設立された。2011年に財団法人から公益財団法人へ移行された。

### 2. 全商簿記実務検定試験

1952年に基本的な簿記原理から高度な会計処理までの簿記に関する実務能力を評価する目的で実施され、2024年6月で第98回目となった。（第50回から6月と1月の年2回実施）

### 3. CBT化

社会全体のデジタル化・オンライン化、DXの進展に対応した検定試験の在り方に基づき検討を進めている。**2024年度に3級は試行試験を実施**し、この状況を踏まえ試験要項等を発表予定。

18

## 「全商簿記実務検定試験の概要と出題範囲等の改定」(加瀬)

### 4. 各級の目指す人間像

#### 1級

適切な会計情報を提供するとともに、効果的に活用するための知識、技術を身に付け、自ら創造的に課題に対応するとともに、会計的側面から企業を分析することができる。

関連科目：財務会計Ⅰ 原価計算 各90分 各科目70点以上合格 2科目合格で1級

#### 2級

取引の記録と財務諸表の作成に関する応用的な知識、技術を身に付け、財務諸表作成方法の妥当性と課題を見いだし対応することができる。関連科目：簿記 財務諸表Ⅰ 90分 70点以上合格

#### 3級

取引の記録と財務諸表の作成に関する基本的な知識、技術を身に付け、創造的に課題に対応することができる。関連科目：簿記 90分 70点以上合格

19

## 「全商簿記実務検定試験の概要と出題範囲等の改定」(加瀬)

### 5. 新しい全商簿記実務検定試験

(3、2級は第95回2023年1月実施～ 1級は第97回2024年1月実施～)

～Society5.0のビジネス社会で生きる総合的ビジネス化の証明～

全商検定は、2022年度より**学習指導要領改定**(約10年ごとに改定が行われている)に対応し、新時代のビジネス社会で活躍する人材に求められる総合的なビジネス実践力の育成を目指す新しい体系に改定。

全商検定の目的は商業科目を学ぶ生徒等の専門的知識や技術・技能の向上を図り、生徒一人ひとりが目標をもって勉学に励むことができるよう①人材の資質向上②学びの質の向上③検定取得者の社会的評価の向上を重点的な目標として検定試験を実施する。特に簿記検定では、ビジネス実務スキルやデータ分析スキルを身に付けることができる。

### 6. 学習指導要領

学習指導要領とは、高等学校教育について一定の水準を確保するために国が定めた教育課程の基準である。これに基づいて教科書が作成され、この教科書を各校は使用しなければならない義務がある。

20

## 「全商簿記実務検定試験の概要と出題範囲等の改定」(加瀬)

### 7. 文部科学省検定済教科書と検定試験の関連

この検定試験は高等学校で使用している教科書にもとづいて出題される基礎・基本を重視したもので、学校で行なわれる日頃の学習成果を測るという側面ももっている。各科目ごとの教科書発行数は、「簿記」4社6冊、「財務会計Ⅰ」3社4冊、「財務会計Ⅱ」3社3冊、「原価計算」3社3冊という状況の中、各級対応の全教科書に掲載されている内容で出題されている。

### 8. 改定ポイント

#### 1級（会計）

##### 追加論点

- ・サービス業会計
- ・クレジット取引
- ・電子記録債権、債務
- ・リース会計（借手側）
- ・課税所得計算
- ・税効果会計に関する会計処理
- ・新株予約権の発行と権利行使
- ・外貨建取引換算
- ・税効果会計を含む処理
- ・リース取引における利息の計算
- ・外貨建金銭債権の評価
- ・株主資本等変動計算書

##### 削除論点

- ・連結財務諸表の作成
- ・特殊商品売買（未着商品・委託販売・試用販売）

21

## 「全商簿記実務検定試験の概要と出題範囲等の改定」(加瀬)

### 2級

#### 追加論点

- ・手形（受取・振出・引受・支払・裏書・割引）
- ・有価証券（売買目的有価証券）
- ・固定資産（売却）
- ・税金・帳簿（受取手形記入帳・支払手形記入帳）
- ・追加元入れ、引き出し
- ・現金過不足の処理
- ・当座借越契約
- ・当期純損益の計上
- ・消耗品の処理

#### 削除論点

- ・社債に関する論点
- ・割賦販売（販売基準）
- ・特殊商品売買（未着商品・委託販売・試用販売）

### 3級

#### 追加論点

- ・会計ソフトウェアの活用

#### 移動論点【3級⇒2級】

- ・手形（受取・振出・引受・支払・裏書・割引）
- ・有価証券（売買目的有価証券）
- ・固定資産（売却）
- ・税金
- ・帳簿（受取手形記入帳・支払手形記入帳）
- ・追加元入れ、引き出し
- ・現金過不足の処理
- ・当座借越契約
- ・当期純損益の計上
- ・消耗品の処理

#### 削除論点

- ・繰越試算表

22

## 検定簿記と会計実務の関連性に関する諸論点の比較検討

- ・資金決済に関する取引の検討（中野貴元）
- ・電子記録債権に関する取引の検討（加藤大吾）
- ・税務会計から見た簿記検定（金子友裕）

23

## 「資金決済に関する取引の検討」(中野)

### 1. 当座預金

・政府は2021年6月に『成長戦略実行計画』を閣議決定し、その中で約束手形の利用廃止を掲げた。**全国銀行業協会も「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」と宣言。**

・**当座預金の口座数**は国内銀行と信用金庫において、2004年3月に37,726口座あったものが、2023年3月には17,585口座と、**20年間で半数以下に減少している**。

・一方で、同時期同金融機関の普通預金口座数については、161,366口座から152,444口座と、およそ5%の減少に留まっている。

・手形・小切手の廃止を官民挙げて推進しており、当座預金と決済用普通預金とでは預金保険で差異のない扱いとなっている。この状況に沿うかのように**当座預金の口座数は減少の一途をたどっているのが現状である**。

24

## 「資金決済に関する取引の検討」(中野)

### 2. 当座借越

- 当座借越について、検定ではあらかじめ銀行と契約することによって、当座預金残高を超えて一定限度額までの小切手の振出しおよび決済が可能となる取引を指す。
- しかしながら、当座貸越を設定する銀行側から見た場合、「個人向けは①総合口座型、②カードローン型、法人向けは③預金当座貸越型（従来型の当座貸越）、④融資当座貸越型に分類される」（日本銀行考查局 1993, 32）としている。
- 四半世紀前の調査においても、**検定で出題される③の割合は僅か17%であり**、当座預金の減少と共に当該取引も比例して減少しているものと推測される。
- 当座借越の仕組みをつかったCMS (cash management system) がグループ会社間の資金管理で用いられているが、**検定の出題対象には現在なっていない。**

25

## 「資金決済に関する取引の検討」(中野)

### 3. ファクタリング

- 日商簿記検定 2 級では「その他債権譲渡」が出題範囲に含まれており、『検定簿記講義 2 級商業簿記』の設例を見るとファクタリングの内容であると推測される。
- ファクタリングとは、企業が保有する売上債権（売掛金、受取手形）をファクタリング会社が支払期日前に買い取る（買取型）、もしくはその支払いを保証する（保証型）金融サービスである。
- 設例を検討すると、出題範囲となっているのは上記の内、**買取型かつ3社間取引のみ**であることが分かる。
- 2社間買取型取引や保証型**についても実務ではもちろん用いられているものの、検定では出題されないのが現状である。

26

## 「電子記録債権に関する取引の検討」(加藤)

株式会社全銀電子債権ネットワーク「でんさいネット」では、電子記録債権について**手形的利用を特長とする取扱いとするために**、以下のような対応をしている。

### (1) 記録事項の制限

任意的記録事項の記録を制限することにより、手形と同等の性質を持たせる。

### (2) 債務者の単独行為による発生

約束手形の振り出しは債務者が単独行為で行うことができることから、電子記録義務者（発生記録においては債務者）となる利用者が発生記録等を記録請求する**債務者請求方式を原則としている**。

### (3) 讓渡人による信用補完

### (4) 支払不能処分制度

27

## 「電子記録債権に関する取引の検討」(加藤)

### 『検定簿記講義 3 級』(2023) 146 頁 例題9-4 ②より

「A社は、取引銀行 X 銀行を通じて、B社に対する売掛金 ¥ 50,000について、電子債権記録機関に対して**電子記録債権の発生記録の請求を行った**。B社は電子債権記録機関から、電子記録債務の発生記録の通知を受け、これを承諾した。」

A社 (借) 電子記録債権 50,000 (貸) 売掛金 50,000

B社 (借) 買掛金 50,000 (貸) 電子記録債務 50,000

債権者請求方式は振出しと指図人を債権者、名宛人を債務者とする自己受為替手形の振り出しと同様の効果といえる。日商簿記検定における手形取引の出題範囲では、3級及び2級から為替手形から除外されており、また、従前の2級では自己受為替手形が出題されていた背景を踏まえると、3級では債務者請求方式を、2級では債権者請求方式とする整理することが必要である。

28

## 「電子記録債権に関する取引の検討」(加藤)

### 検定試験の出題範囲にない電子記録債権に関する取引の提案

#### 1. 電子記録債権を利用した貸付

<例>

A社はB社に対して事業資金の融資￥100,000を行うこととした。B社は電子債権記録機関に対して債務の発生記録の請求を行い、A社へ通知した。A社の当座預金口座からB社の普通預金口座へ￥100,000を振り込んだ。

A社（借）電子記録貸付金 100,000 (貸) 普通預金 100,000

B社（借）普通預金 100,000 (貸) 電子記録借入金 100,000

3級において、「手形貸付金」「手形借入金」が出題されていることから、電子記録債権の場合は「電子記録貸付金」「電子記録借入金」という勘定科目を提案する。

29

## 「電子記録債権に関する取引の検討」(加藤)

### 2. 支払不能処分制度

でんさいネットでは手形の不渡処分制度に準じて、支払不能処分制度を運用している。実務対応報告第27号では、債務者が支払不能処分を受けたときの債権者側の科目については触れていない。不渡手形勘定に相当する勘定科目として、正常な電子記録債権ではないことをより明確に表現するために、**支払不能電子記録債権勘定**を提案する。

#### 3. 電子記録債権の記録事項の変更

電子記録債権の内容の変更は、変更記録請求により債権金額や支払期日等の変更を行う。電子記録債権において記録内容の変更が行われる取引があることから、**手形の更改に準じた出題内容の追加を提案する。**

30

## 「税務会計から見た簿記検定」(金子)

### 1. 繰延資産における日商簿記と法人税法との取扱いの差異

日商簿記の取扱いとしては、「繰延資産については、従来は2級以上での出題範囲とされてきたが、現実には貸借対照表に繰延資産が計上されることは極めて稀であるため相対的な重要性は乏しいと考えられる。そこで、**繰延資産は2級の範囲から削除し、すべて発生時に費用処理する**」(日本商工会議所. 2015. 「商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定等について」11頁) となっている。

一方で、法人税法の取扱いとしては、実務対応報告19号が示す5項目についていわゆる任意償却とし税務調整が生じない取扱いをしているが（法令64①一、法令14①一～五）、税法独自や税法固有といわれる繰延資産を規定しており、これらは**資産計上が強制されおり、償却限度額が定まっている**（法令64①二、法令14①六）。このため、税務も含めて会計実務を考慮するのであれば、**資産計上される繰延資産が「実務的に極めて稀」とは言えない。**

31

## 「税務会計から見た簿記検定」(金子)

### 2. 圧縮記帳における日商簿記と法人税法との取扱いの差異

日商簿記の取扱いとしては、2級では、国庫補助金等を直接控除方式により記帳する場合に限り出題することとし、1級で積立金方式が試験範囲としている。なお、圧縮積立金は税法上の積立金の一部として取り扱っているものと思われるので、積立金方式と平仄を合わせて1級の範囲としているものと思われる（**下記②の処理は対象になっていない。**）。一方で、法人税法における圧縮記帳の記帳方法は、①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法、②**損金経理により積立金として積み立てる方法**、③剰余金の処分により積立金として積み立てる方法、の3つがある。

#### 3. 貸倒引当金における日商簿記と法人税法との取扱いの差異

日商簿記の取扱いとしては、「貸倒引当金の繰入額と取崩額とは相殺表示され、差額補充法に一本化されたので、差額補充法および洗替法の用語を削除」しており、**差額補充法の処理に限定**されている。一方で、法人税法の取扱いは、翌事業年度において益金の額に算入することが要求されており、**洗替法が採用**されている。

32

## 「税務会計から見た簿記検定」(金子)

- この3つの比較において、貸倒引当金における洗替法と差額補充法の関係のように、企業会計と法人税法とで要求する会計処理は異なるが、法人税法が要求する会計処理と異なるものを容認する場合がある。このような場合は、その取引の重要性等を勘案しつつ、企業会計として要求される会計処理を2級程度までは優先して教育し、必要に応じて法人税法が要求する会計処理を指導する方法が考えられる。
- また、圧縮記帳のように、税法独自の考えに基づく取扱いにつき経理要件が付されている場合には、企業会計は本来の役割（例えば、適正な期間損益計算）を重視して法人税法の取扱いは簿記検定では考慮しないという方向性と、税金として資金流出の経営上の重要性等を勘案して損金経理のような法人税法が経理要件を課しているものは簿記検定でも指導範囲に含めるという方向性がある。日本商工会議所が、「実際の企業活動や会計実務に即した実践的なもの」を意識しているのであれば、後者の方向性ということになろう。そして、後者の場合に、法人税法の取扱いをどこまで指導するかという問題があるが、会計処理に関するものは十分に指導する必要がある。なお、法人税法の内容も難解なものもあるかと思われるが、後者の立場であれば、経理の現場の重要性を考えれば正確な指導が重要であろう。

33

## 「税務会計から見た簿記検定」(金子)

- さらに、繰延資産については、会計理論から派生する会計処理であり、企業会計での利用が減少しているかもしれないが、会計基準等でも資産計上が廃止されているわけでもない。そして、法人税法で一定の項目は資産計上が強制適用となっているため、実践的に資産計上の会計処理を行う可能性がある。このような項目については、学習の初期段階（例えば、2級程度まで）において簡単にでも学習機会を確保すべきであろう。
- このような検討から、税務処理を簿記検定に反映させるか否かを考えるにあたっては、その会計処理がどのような根拠で要求されるか、経理要件として義務的に処理が要求されるものか、代替処理の許容の有無、等が考慮要素として抽出されることになる。法人税法が強制法規であり、税金という現金流出をもたらすことから会計処理において考慮する必要があるとしても、これらの考慮要素を複合的に勘案して出題範囲等を検討する必要があるものと思われる。

34

## 今後の研究計画

- ① 実務目線からの日商簿記検定の出題区分表の検討
- ② 検定簿記の歴史的なアプローチの検討
- ③ 工業簿記に関する検討
- ④ 1年目で取り上げていない論点に関する検定簿記と会計実務の関連性に関する諸論点の比較・検討



来年の全国大会において、最終報告書を作成する。  
(現状の構成案)

- I. 検定簿記の動向
- II. 検定簿記と会計実務の関連性に関する諸論点の比較検討
- III. 会計実務の観点からの検定簿記の将来像

35